

意見書

法制審議会第 190 回会議を所用により欠席いたします。下記のとおり書面にて意見を申し述べます。

刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備に関する諮問第 115 号について

(意見)

性犯罪に関する罰則や刑事手続きの在り方に関しては、第 5 次男女共同参画基本計画においても、「起訴状等における被害者等の氏名の取り扱い方」が盛り込まれており、氏名等を秘匿するとの今回の諮問については、その趣旨については賛成できるものと考えております。

その上で、本諮問については性犯罪の場合が対象となっていますが、性犯罪以外の窃盗や器物損壊などにおいても被害者の恐怖は相当のものがあり、被害者の氏名等を秘匿する範囲の拡大を含めて検討されることが望ましいと考えます。

また、性暴力被害者の人権擁護の強化や、二次被害を受けないための事件の立証のあり方について改善するため、「レイプシールド」を被害者の権利として法制化することも必要であり、この機会に言及しておきます。

2021 年 5 月 20 日

法制審議会委員 神津 里季生